

本協議会の取組み

○令和6年度からの時間外労働規制の適用に向け、「標準的な運賃」など各種制度が整えられており、荷主・運送事業者が自主的に課題解決に取り組める環境を作る。

各種制度の周知・浸透

○あらゆる機会を通じ「ホワイト物流」推進運動、標準的な運賃、輸送品目別ガイドラインの周知・浸透を図る。

【標準的な運賃】

- ・「標準的な運賃」届出に向けて（解説書）を作成
- ・「標準的な運賃普及セミナー」、「原価計算活用セミナー」の開催
- ・鳥取県トラック協会会報誌「広報とらっく」へ特集記事を掲載
- ・鳥取県貨物適正化事業実施機関による巡回指導時に周知及び届出を促進
- ・荷主関係団体への周知・協力依頼（6団体）
- ・新聞、荷主業界専門誌へ広告を掲載
- ・荷主企業・荷主団体へ「標準的な運賃」の理解を求める文書及びパンフレットを送付
- ・「標準的な運賃」（基礎編／応用編）活用セミナー開催
- ・「中国運輸局 標準的な運賃」早見地図を作成し、配布
- ・燃料高騰対応を含む運賃の適正収受について荷主団体あて周知依頼文書を発出
- ・地方運輸局・運輸支局に相談窓口を設置

【ホワイト物流推進運動】

- ・「ホワイト物流推進運動オンラインセミナー」の開催（令和2年度：2回、令和3年度：6回）
- ・「物流改善に向けたガイドラインセミナー」の開催（令和3年度：全4回）

■「標準的な運賃」に係る荷主業界向け専門紙（16紙）掲載広告

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

～持続可能な物流を実現し、荷主の皆さんの輸送ニーズに適確に対応するために～

令和2年4月、国土交通大臣によりトラック運送業の「標準的な運賃」が告示されました。トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。トラックドライバーは、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中でも、エッセンシャル・ワーカー^(注)として経済を支えています。荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

(注) 高齢で「不可欠な」を要するエッセンシャル・ワーカー（労働者）を指し合わせた言葉。

標準的な運賃は、以下のQRコードからご覧いただけます。

トラック 標準的な運賃で検索して下さい
トラック 標準的な運賃

JIA 全日本トラック協会 国土交通省

■「標準的な運賃」に係る日本経済新聞（12月15日（火）朝刊・全国版）への掲載広告

エッセンシャルワーカーとして奮闘するトラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

(注) 「不可欠な」を要するエッセンシャル・ワーカー（労働者）を指し合わせた言葉。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張っております。しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力ください。お願いします。

標準的な運賃は、左のQRコードからご覧いただけます。
トラック 標準的な運賃で検索して下さい。

JIA 全日本トラック協会 都道府県トラック協会 国土交通省 国土交通省 地方運輸局

「標準的な運賃」に係る荷主業界向け専門紙への広告掲載日（16紙）

新聞名	発行所	発行サイクル	広告サイズ	掲載日（11月）
日刊建設工業新聞	(株)日刊建設工業新聞社	日刊	全5段	12日（木）
織研新聞	(株)織研新聞社	日刊	全5段	12日（木）
日刊自動車新聞	(株)日刊自動車新聞社	日刊	全5段	13日（金）
みなと新聞	(株)みなと山口合同新聞社	日刊	全5段	13日（金）
日刊紙業通信(注1)	(株)紙業新聞社	日刊	1頁	16日（月）
セメント新聞	(株)セメント新聞社	月	全5段	16日（月）
ゴムタイムス	(株)ゴムタイムス社	月	全5段	16日（月）
日本農業新聞	(株)日本農業新聞	日刊	全5段	17日（火）
日刊木材新聞(注2)	(株)日刊木材新聞社	日刊	全5段	17日（火）
鉄鋼新聞	(株)鉄鋼新聞社	日刊	全5段	18日（水）
化学工業日報	(株)化学工業日報社	日刊	全5段	18日（水）
日本食糧新聞	(株)日本食糧新聞社	月・水・金	全5段	18日（水）
醸界タイムス	(株)醸界タイムス社	金	全5段	20日（金）
サッシタイムス(注2)	(株)サッシタイムス社	1.11.21	全5段	21日（土）
ガラス新聞	(株)ガラス新聞社	月	全5段	23日（月）
日本物流新聞	(株)日本物流新聞社	10.25	全5段	25日（水）

(注1) A4変型横、(注2) タブロイド判

全日本トラック協会資料より抜粋

政府はエネルギーコストなどの上昇を踏まえた 価格転嫁対策に全力で取り組んでいくことになりました

～適正な運賃・料金の収受、燃料サーチャージにご理解を!!～

■パートナーシップの構築がカギです。

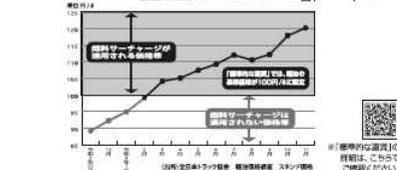
政府では、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行うこととし、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化構築パッケージ」を策定しました。

その中で、「違反行為情報提供フォーム」を設け、買いたたきなどの違反行為が疑われる情報を積極的に収集しています。

荷主の皆様には、「パートナーシップの構築」、「取引慣行や商慣行の是正」などにつきまして、格段のご配慮をお願いいたします。

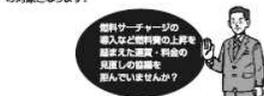
※「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化構築パッケージ(内閣府)」の取組は、こちらでご確認ください。

安定的な輸送を確保するためには標準的な運賃と燃料サーチャージ等、適正な運賃・料金の収受が必要です。



燃料費の上昇分の負担を担むと法令違反となる恐れがあります!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下開示「独占禁止法」に違反する恐れがあります。また、貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象となります。



こんな取組を目指しましょう!

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事象に際しては、即時、協議により運賃・料金を見直しましょう。

JTA 全日本トラック協会 都道府県トラック協会 国土交通省

適正な運賃・料金収受と燃料サーチャージに係る荷主向け専門紙の広告掲載日 (16紙)

令和4年2月

新聞名	発行所	発行サイクル	広告サイズ	掲載日 (2月)
日刊建設工業新聞	(株)日刊建設工業新聞社	日刊	全5段	18日 (金)
日本農業新聞	(株)日本農業新聞	日刊	全5段	25日 (金)
日刊紙業通信(注1)	(株)日刊紙業通信社	日刊	1頁	25日 (金)
鉄鋼新聞	(株)鉄鋼新聞社	日刊	全5段	25日 (金)
化学工業日報	(株)化学工業日報社	日刊	全5段	24日 (木)
醸界タイムス	(株)醸界タイムス社	金	全5段	25日 (金)
セメント新聞	(株)セメント新聞社	月	全5段	21日 (月)
日刊自動車新聞	(株)日刊自動車新聞社	日刊	全5段	21日 (月)
織研新聞	(株)織研新聞社	日刊	全5段	22日 (火)
日本食糧新聞	(株)日本食糧新聞社	月、水、金	全5段	25日 (金)
ゴムタイムス	(株)ゴムタイムス社	月	全5段	21日 (月)
みなと新聞	(株)みなと山口合同新聞社	日刊	全5段	25日 (金)
サッシタイムス(注2)	(株)サッシタイムス社	1. 11. 21	全5段	21日 (月)
日刊木材新聞(注2)	(株)日刊木材新聞社	日刊	全5段	25日 (金)
ガラス新聞	(株)ガラス新聞社	月	全5段	28日 (金)
日本物流新聞	(株)日本物流新聞社	10. 25	全5段	25日 (金)

(注1) A4変型横、(注2) タブロイド判

令和4年1月25日から1か月間、Yahoo!JAPANのページでインターネット広告を掲出 (全日本トラック協会)

標準的な運賃のPR特集

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました。

「標準的な運賃の告示制度」
詳しくはコチラ▶



荷主の皆さまへお願い

私たちは「暮らしと経済」を支える
トラック輸送を持続させるため走り続けます。

取引の適正化 と **ドライバーの労働環境改善** に
ご理解・ご協力をお願いいたします。

夢に向かって努力する高校生の活躍をこれからも応援しています!



一般社団法人
鳥取県トラック協会
TOTTORI TRUCK ASSOCIATION



〒680-0006 鳥取市丸山町219-1 TEL 0857-22-2694 FAX 0857-27-7051
<https://www.torakyo-tottori.or.jp/>

鳥取県内の荷主団体等に対する要請行動

令和2年4月に告示したトラック事業の「標準的な運賃」を浸透させるため、一般社団法人鳥取県トラック協会会長、厚生労働省鳥取労働局長、鳥取運輸支局長の3者連名により、全国農業協同組合連合会鳥取県本部をはじめとする県内の経済団体等に対して「標準的な運賃」の周知に係る協力要請を行った。

要請先

令和3年2月24日

- ・鳥取中央農業協同組合
- ・鳥取県中小企業中央会
- ・鳥取商工会議所
- ・鳥取県商工会連合会

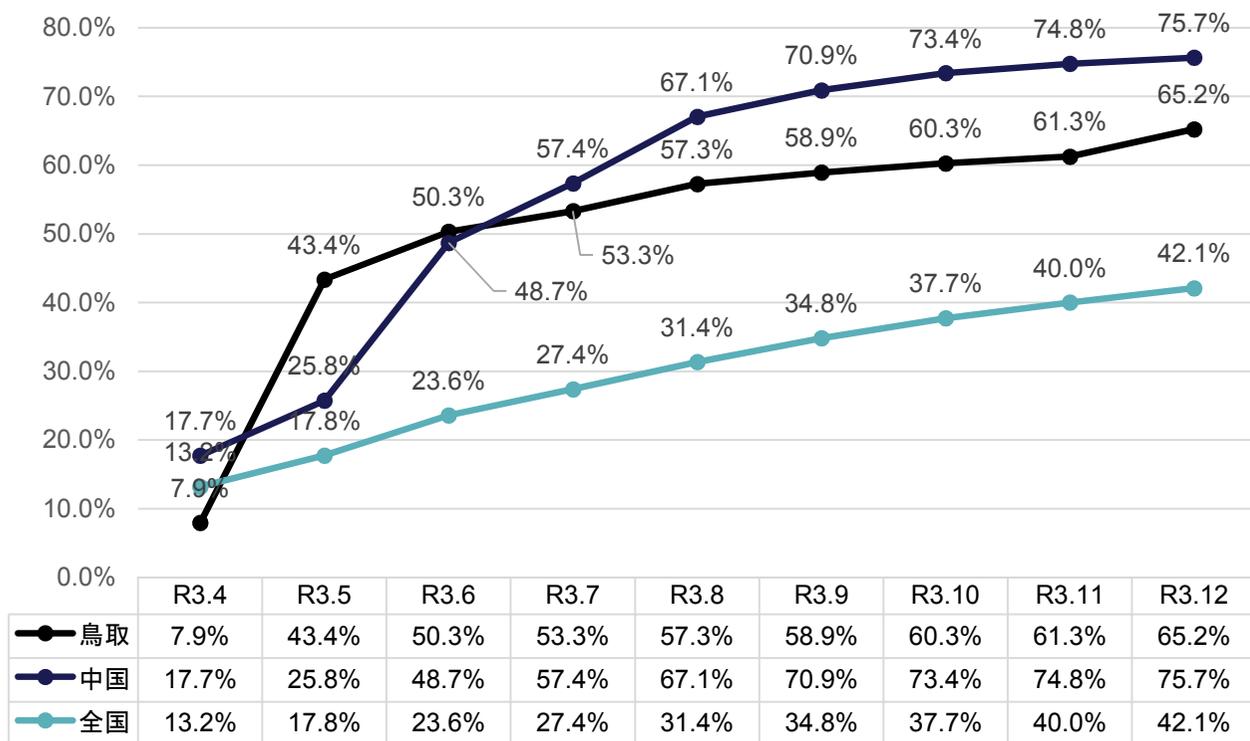
令和3年6月10日

- ・全国農業協同組合連合会鳥取県本部
- ・鳥取県経営者協会



届出率の推移

標準的な運賃適用の届出状況



荷主・運送事業者の実態調査

【令和2年度】

トラック輸送状況の実態調査を実施（令和3年1月～3月）
（荷主／運送事業者／トラックドライバーを対象）

【令和3年度】

働き方改革関連法に基づく各種取組みに関する認識度、浸透度及び実施状況等
について実態調査を実施（荷主／事業者を対象）（令和4年2月）

トラック輸送状況の実態調査結果(全体版)

取引環境の実態及びトラックドライバーの労働状況を明らかにするため、それぞれの主体ごとに「運送委託者(荷主)調査」、「運送事業者調査」、「トラックドライバー調査」をアンケートにて行うとともに、併せてH27年度の調査結果との比較・分析を行った。

	運送委託者(荷主)調査	運送事業者調査	トラックドライバー調査
調査票送付数	全国に所在する以下の業種の企業 農林水産業・鉱業 100社 卸売業・小売業 1,280社 製造業 1,820社 計 3,200社	全国に所在する運送事業者(営業所) 一般貨物自動車運送事業 6,600社 貨物軽自動車運送事業 400社 計 7,000社	運送事業者調査において、一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者に、主要な取扱品目を取り扱うドライバー3～6名程度
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の概要 運送事業者との取引状況(時間指定、荷役作業、荷待ち時間、書面化、等) 標準貨物自動車運送約款の改正内容について 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知状況等 荷主勧告制度、荷主に対する「働きかけ」の認知状況等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の概要 真荷主/運送事業者との取引状況(時間指定、荷役作業、荷待ち時間、書面化、等) 標準貨物自動車運送約款の改正内容について 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知状況等 荷主勧告制度、荷主に対する「働きかけ」の認知状況等 	R2年9月～R3年2月までの通常期における1週間の運行についてトラックドライバーの1日の労働時間及び業務内容(荷主ごとの運行実態は代表的な1日) <ul style="list-style-type: none"> 発着荷主側での荷待ち状況(輸送品目・発着別) 発着荷主側での荷役状況(輸送品目別・発着別、荷役内容及び方法等) 運行の状況
調査方法	アンケート(郵送配布・Web回答)	アンケート(郵送配布・Web回答)	アンケート(郵送配布・Web回答/Fax回収)
アンケート実施期間	R3年1月下旬～3月3日	R3年1月下旬～3月3日	R3年1月下旬～3月3日
有効回答件数	379社	1,067社 (うち貨物軽自動車運送事業者 70社)	3,993名
回収率	11.8%	15.2%	—

注:本調査は都道府県ごとに対象数が異なり、ここに示す結果はその集計結果であるため、全国の平均値を表すものではない。

国土交通省からのお願い

「トラック輸送実態の調査」ご協力のお願い

運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
国土交通省では、「働き方改革関連法」に基づき、令和6年度から自動車運転者の時間外労働時間の上限規制が適用されることから、これまで標準運送約款の改正、適正取引の推進、荷主勧告制度の強化、標準運賃の告示など様々な取り組みを行ってきたところです。

この度、これらの取り組みに関する認識度、浸透度及び実施状況等について実態調査を行うこととなりましたので、ご協力方よろしくお願いいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。また、企業名やご回答者が特定される形で公表されることはありません。トラック輸送に関わる取引環境の実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

アンケートの回答方法

アンケートは次ページ以降に記載のURL (QRコード) にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

※調査会社へのメールからURLを入手することも可能です。件名に「元請用」、「元請・実運送用」、「実運送用」の別を記載の上、空メールをお送りください。■ yuso@crp.co.jp (問い合わせ先)

アンケート回答期限

令和4年2月18日(金)

【調査主体】

国土交通省自動車局貨物課 担当：原田、小田島
東京都千代田区轟が関 2-1-3

【お問い合わせ先(調査会社)】

社会システム株式会社 担当：東野、山口
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 TEL：03-5791-1133

※アンケートの内容については、裏面をご参照ください。

運送事業者向け アンケート調査内容

〈調査内容〉 荷主と運送事業者との取引状況等について

1. 貴社の概要 (企業規模、主な取扱品目等)
2. 荷主または元請運送事業者との取引状況
 - ・ 運送契約の書面化の有無、書面化されている内容
 - ・ 荷役・荷待ち時間の対価の収受状況、荷待ち時間について
 - ・ 運賃コスト負担について (高速道路料金の負担、燃料サーチャージの導入等)
3. 標準貨物自動車運送約款の理解の有無
 - ・ 改正約款の理解の有無
 - ・ 改正約款の内容を踏まえた取引の実行の有無 (無の場合、その理由)
4. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知状況及び遵守状況
5. 改善基準告示の認知状況及び取り組み状況
6. 荷主勧告制度・荷主への働きかけ制度の認知状況及び取り組み状況
 - ・ 荷主勧告制度及び働きかけ制度の理解の有無
 - ・ 荷主勧告とならないように荷主等と実施している取り組み

アンケートサイトのURL

アンケートサイトは、元請運送事業者用、元請・実運送事業者用、実運送事業者用の3つに分かれています。貴社にあてはまるものをお選びいただき、以下のいずれかにパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

- | | | |
|------------------------------|---|---|
| ①元請運送事業者用
(実運送は行わず委託のみ) | https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/yusou2/u/ |  |
| ②元請・実運送事業者用
(実運送も委託もしている) | https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/yusou3/u/ |  |
| ③実運送事業者用
(実運送のみ行っている) | https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/yusou4/u/ |  |

国土交通省からのお願い

「トラック輸送実態の調査」ご協力のお願い

運送委託者(荷主)の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。国土交通省では、「働き方改革関連法」に基づき、令和6年度から自動車運転者の時間外労働時間の上限規制が適用されることから、これまで標準運送約款の改正、適正取引の推進、荷主勧告制度の強化、標準運賃の告示など様々な取り組みを行ってきたところです。

この度、これらの取り組みに関する認識度、浸透度及び実施状況等について実態調査を行うこととなりましたので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありません。トラック輸送に関わる取引環境の実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

アンケートの実施方法

アンケートは以下のURL(QRコード)より、パソコン等により実施することが可能となっております。

以下のいずれかよりアクセスをお願いいたします。

- ・ URL (<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/yusou1/n/>) よりアクセス
- ・ URL の入手について : yuso@crp.co.jp (調査会社) へのメールにより、URL を入手しアクセスをお願いします。(件名に「荷主調査」とご記入ください。)
- ・ 右のQRコードによりアクセス



アンケート回答期限

令和4年2月18日(金)

【調査主体】

国土交通省自動車局貨物課 担当：原田、小田島
東京都千代田区霧が関 2-1-3

【お問い合わせ先(調査会社)】

社会システム株式会社 担当：東野、山口
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 TEL : 03-5791-1133

※アンケートの内容については、裏面をご参照ください。

アンケート調査内容

1. 貴社の概要(企業規模、主な取扱品目等)
2. 運送事業者との取引環境
 - ・ 運送契約の書面化の有無、書面化されている契約の内容
 - ・ 荷役・荷待ち時間の対価の支払い状況及び荷待ち時間について
 - ・ 運賃コスト負担について(高速道路料金の負担、燃料サーチャージの導入・支払い等)
3. 標準貨物自動車運送約款の理解の有無
 - ・ 標準貨物自動車運送約款が改正されたことの認知状況
 - ・ 改正された内容を踏まえた取引の状況
4. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の認知状況及び遵守状況
5. 改善基準告示の認知状況及び生産性向上の取り組み状況
6. 荷主勧告制度・荷主への働きかけ制度の認知状況及び取り組み状況
 - ・ 荷主勧告制度及び働きかけ制度の認知状況
 - ・ 荷主勧告とならないために実施している取り組み

来年度に向けて

- 令和6年度からの時間外労働規制まで残り2年となることから、引き続き荷主・運送事業者が自主的に課題解決に取り組める環境を整える必要がある。
- 鳥取県内における環境整備への課題を把握するとともに、「標準的な運賃」の更なる認知やトラック運送事業者からの改善提案等も踏まえ、その対策について検討する。

上記を踏まえた取組みについて

- トラック運送事業者の環境整備・改善支援
トラック運送事業者が適正運賃の收受や荷主への輸送の改善の提案・アプローチを行うことができる環境整備を図る。
 - ・「標準的な運賃」の実勢運賃への反映状況について実態把握
 - ・原価計算の普及推進
 - ・輸送対象品目を選定し、改善に向けた取組みを検討
- 各種制度の周知・浸透
引き続き標準的な運賃、ホワイト物流推進運動、各種ガイドラインなど一般消費者を含め荷主等への周知・浸透を図る
 - ・関係省庁・関係団体と連携したセミナー、説明会の開催
 - ・荷主や一般消費者に向けた啓蒙を目的とした新聞広告など
 - ・改善基準告示の改正が予定されていることから、働き方改革関連法を含めセミナー等を通じて情報提供や周知徹底

労働基準監督署の労働時間相談・支援班の取組

- 鳥取、米子、倉吉の各労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置（平成30年4月～）。
- 労働時間相談・支援コーナーでは、中小企業事業主向けに時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般や時間外労働削減に向けた取組について、相談・支援を実施。
- 中小企業事業主から希望に応じて、労働基準監督署の労働時間相談・支援班による個別訪問を実施。
- 時間外労働の上限規制等の働き方改革関連法に関する説明会を定期的に実施。

労働時間管理適正化指導員による個別訪問

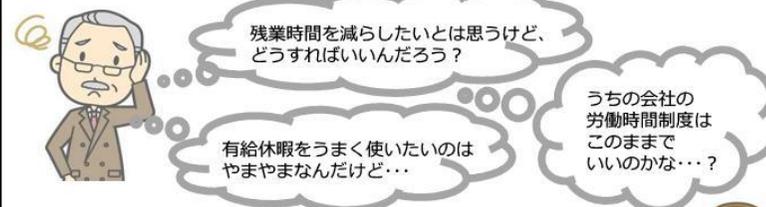
- 道路貨物運送業を中心に、事業主や労務管理担当者に労働基準関係法令の理解を深めていただくことやドライバーの労働条件等の改善のための取組を自主的に行っていただくことを目的として、労働時間管理適正化指導員による個別訪問（無料）を実施。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- Ⓕ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- Ⓕ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- Ⓕ 長時間労働の削減に向けた取組み
- Ⓕ 時間外労働の上限設定などに取り組み際に利用可能な助成金



このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずはお気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、全国の労働基準監督署に設置しています。
 - ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
- 受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

労働基準監督署 一覧 検索

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

＜今後の動向＞

▷ 令和4年12月 改善基準告示改正(予定)

※改善基準告示は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定したものの。

▷ 令和5年4月 中小企業への月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ

※中小企業への猶予措置が令和5年3月31日で廃止

▷ 令和6年4月 時間外労働の上限規制適用、改善基準告示施行

来年度の鳥取労働局の取組

- 各労働基準監督署の労働時間・相談支援班による相談・支援を実施。
- 労働時間管理適正化指導員による労務管理のアドバイスのため個別訪問を実施。
- 来年度、改善基準告示が改正されることを踏まえ、関係団体や関係行政機関と連携して、運輸交通業の事業主向けに説明会を開催する予定。